

○吉本議長 通告7番目、14番、市來利恵議員、一問一答方式で質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 14番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式にて一般質問を行います。

まず初めに、安全対策について。

2012年に市道安上中島線が開通し、5年がたちました。渋滞緩和の効果があり、市の発展とともに、市民生活にも大変重要な大事なところとなってきております。しかし、市民から安上中島線と粉河加太線の交わる交差点、また、安上中島線と農免道路が交わる交差点に、矢印信号機の設置をと望まれている声が多数寄せられてきています。これまでも一般質問において取り上げられておりますが、いまだ改善されておらず、矢印信号の設置を切に願うものです。

安上中島線と粉河加太線が交わる交差点では、西から安上中島線へと右折する場合、信号機は時差信号となっておりますが、時差信号では夕方など、反対車線の混みぐあいなどでは、スムーズに右折することができない場合があるということです。時差信号となっていることを把握していない方や、また直進は青信号で、反対車線側の信号機が赤表示、これが運転者側から見えないので、どうしても右折にタイムロスが生じ、台数がはけません。

もう1つの安上中島線と農免道路との交わる交差点では、西から安上中島線へと右折する場合も、混んでいる時間帯によっては右折が進まない、何とかしてほしいという声があります。矢印信号機の設置について答弁を求めたいと思います。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 市來議員のご質問の1番目、安全対策についてですが、農免道路との交差点につきましては、平成28年第4回定例会で玉田議員から一般質問があり、京奈和自動車道岩出根来インターが開通したことなどにより、交通量の変化も考えられることから、再度、交通量の調査等の要望を行うと答弁をさせていただきました。

その後の進捗状況について、岩出警察署に確認しましたところ、矢印信号については設置を予定しているものの、その時期は未定であるとの回答をいただいております。

また、粉河加太線との交差点につきましては、現在、時差信号としており、西向

きの車両が完全に停止したことを確認の上、右折車が右折することにより、安全性が確保されることから、矢印信号に変更する予定はないと回答をいただいております。

以上でございます。

○吉本議長 再質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員 振り込め詐欺から市民を守るために。

昨今、連日のように、全国各地で振り込め詐欺の被害が発生しており、地域住民の平穩を脅かすものとして、大きな社会問題となっております。特殊詐欺とは、不特定の方に対して、対面することなく、電話、ファクス、メールを使って行う詐欺のことで、振り込め詐欺と振り込め類似詐欺に分けられます。振り込め詐欺は、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺があり、警視庁発表の平成28年の特殊詐欺全体の認知件数は、前年に比べて、約2%増加、被害総額は約15%減少しているという結果が報告されています。

被害総額は、振り込め詐欺、約375億円、警察官等を語ってキャッシュカードを直接受け取る等の手口で、事後、ATMから引き出された金額を加えた、実質的な被害総額と振り込め詐欺以外の特殊詐欺、約32.6億円を合わせて、約407.7億円となっています。

平成28年中の振り込め詐欺の認知件数は、前年に比べて約7%増加し、被害額は約5%減少しました。累計別の認知件数は、オレオレ詐欺は約1%の減少、架空請求詐欺は約9%の減少、融資・保証金詐欺は約3%の減少に対し、還付金等の詐欺は約55%増加しております。

和歌山県、2016年に県内で発生した特殊詐欺の被害額は1億9,820万円、前年よりも1億4,838万円の減少となっておりますが、しかし、被害件数は63件で、前年より7件増加しています。また、税金や医療費などの払い戻しを装った還付金詐欺が、前年の8倍以上と急増しています。犯行の手口は次から次へと変わるため、自分はひっかからないかと思っても、気をつけていても、だまされていることに気がつかない場合が多いそうです。気がついたときには、だまされ、大金を振り込んでしまう、大変許されるものではありません。

岩出市でも被害に遭った方や被害に遭いそうになったという方がおられます。まず、市内における振り込み詐欺の被害状況、また、犯行の手口など、わかる場合は、こちらのほうも答弁をお願いしたいと思います。

2つ目は、平成29年3月公表の内閣府の特殊詐欺に関する世論調査の結果、自分は被害に遭わないと思う（どちらかと言えば）を含むが、約8割となっております。また、高齢になるほど被害に遭わないという意識が高く、被害防止対策を行わない傾向があると、このように発表されておりました。

市としても、啓発活動として、市内全域の放送を初め、メール配信も活用して、注意喚起を行っておりますが、しかし、高齢者の中では、メールを受信できない、携帯電話を持たない、そういった方々もたくさんおられます。

市としての独自の対策というのは、どのように行っているのかをお聞きします。

3点目は、現在、詐欺や迷惑電話の対策に有効なものとして、電話の着信時に、電話の相手方に警告音声を発する機能を有し、かつ通話中に自動的に通話内容を録音する機器、また、迷惑電話番号データベースに登録された情報により、迷惑電話番号からの電話を自動判別して、着信を拒否または着信ランプ等で警告表示する機能などを有した電話機器や電話機に接続する機器がございます。

市民の暮らし、財産を守るためにも、高齢者などに対して、振り込め詐欺防止のための機器の周知と、また購入費助成制度の創設を求めますが、いかがでしょうか。ご答弁をお願いしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 お答えいたします。

まず1点目、市内の被害状況についてですが、和歌山県警ホームページでは、本年11月末現在の特殊詐欺被害分析状況に記載されている岩出市の発生件数は7件であり、被害金額は市町村別には公表されておられません。

詐欺の手口につきましては、さまざまな事例が報告されておりますが、本市におきましては、市の職員と偽り、国民健康保険税の還付金の払い戻しを銀行のATMで手続させる還付金詐欺や、息子を名乗って、会社の小切手の入ったかばんを落としたということで、通帳から引き出させる落とし物詐欺、こういったものが市民からの問い合わせがふえてございます。

2点目の市独自の対策についてでございますが、振り込め詐欺は犯罪ですので、基本的には警察が対応いたしますが、消費者基本法第4条に地方公共団体の責務が

規定されておりますように、市民が被害に遭わないように、注意喚起を行うとともに、相談業務を行っております。

注意喚起面では、市広報・ウェブサイトへの掲載、デジタル放送、啓発シールの全戸配布、出前講座の開催、それから5月の消費者月間における県との合同による街頭啓発、また、敬老会など、高齢者が参加するイベントでのチラシや啓発物資の配布など、さまざまな機会を通じて啓発を行うとともに、詐欺と思われる電話が多発しているという情報が入れば、市内放送を行い、あわせてメール配信により注意喚起を行っております。

また、相談業務につきましては、相談窓口を開設いたしまして、電話での問い合わせが多い中で、適切に対応しておりますが、いずれにしましても、特殊詐欺につきましては、今、何が起きているのか、これを素早く市民の皆様にお知らせすることが大事なことでありますので、岩出市で起きていることだけでなく、近隣市町村で発生した事案についても、素早く注意喚起するよう取り組んでいるところでございます。

3点目の防止のための機器の周知と購入費助成制度の創設についてですが、現在、県事業で自動通話録音機貸与事業が実施されております。本市におきましても、昨年12月に募集を行い、現在、18名の方に貸与している状況であり、また、相談があった場合は、この貸与事業を推奨しているところでございます。市単独での購入費助成制度の創設は考えておりません。

機器の周知につきましては、今後、広報紙等による周知を図ってまいります。ただ、通話録音機を設置することで、悪質な電話を完全に防げるわけではなく、やはり市民の皆様方一人一人が振り込み詐欺等についての知識と意識を持っていただくこと、これが一番重要だと考えておりますので、引き続き注意喚起に取り組むとともに、関係機関と連携して、情報収集と相談業務の充実に努めてまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 詐欺防止のための機器の周知と購入費助成の部分については、市としては、今現在のところ考えていないと。県のがあるので、そちらのほうを相談があった場合など、やっていくということを言われました。私は、この周知については、できるだけ多くの方々にやっぱり知ってもらおうというのが必要なことだと思っているので、これについては、ぜひ多くの方々に周知をしていただきたいと思います。

今後、やっぱり詐欺についても、そういった市民の中で、やはり多くの状況が発

生した場合には、機器についても、今後はぜひ取り組んでいただきたいものかなというふうに思っています。

まず大事なところ、今言われたみたいに、一人一人が、やっぱり気をつけなければならぬという問題でもあります。先ほど、対策として何を行っているかの中に、シールというような形で言われたと思うんですが、振り込め詐欺防止のシールやシートというのが、大変効果的だということ全国各地の自治体で独自につくって、電話の機器の見える範囲、自分が電話機の、そういうところに張ったり、シートがあるおかげで、未然にかかってくる場合でも、冷静に対処できたというのをたくさん自治体で、そうした一定の効果があらわれているという報告も行われています。

こうしたシール、これは岩出市として独自につくって配布されているのか。また、この部分についてはどこかから、警察などがつくっているのか。要するに、私はそうした対策をより多くの方々に、やっぱり未然に防ぐために、ぜひこういうのを活用していただけたらなというふうに思うので、もし独自でつくっていない場合は独自でつくる対策が必要ではないか。また、逆に警察などがつくっているというのであれば、なお、より一層、岩出市民に広めるために、何とかそういう手だてができないものかという形をお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 再質問にお答えいたします。

先ほどお答えしましたように、市内の全世帯に全戸配布をしたということでございます。市独自かということでございますので、市独自でございます。

それから、被害の防止という面では、先ほど言いましたけども、今、起きていること、今、岩出市内でこういう電話が発生していますよということを、できるだけ早く市民の皆様にお知らせすることで、防止につながるということもあと思っています。一時的には、和歌山県、それから周辺の市町村と連携して情報収集をします。市民の方に注意喚起を促していくと、これが一時的に大事なことかなと思っています。

それから、こういう詐欺というのは、必ずといっていいほど金融機関を通しますので、これは二次的な問題になりますけども、警察と金融機関との連携ということが必要になってくると思います。

最近、ある銀行で70歳以上の高齢者の引き落とし額を制限するというようなこと

が発表されておりましたけども、金融機関においても、こういった対策をしておりますので、関係機関それぞれと連携しまして、市といたしましても、被害に遭わないような注意喚起に努めてまいりたいと思います。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、市來利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 子育て応援のまちづくりを（保育）について、最後に質問を行います。

公立の保育所から私立の保育所に2園が移行されていきました。その2園、元岩出第二保育所で、おひさま保育園が認定こども園と変更されており、来年度は山崎北保育園が認定こども園へと変わる予定となっております。

認定こども園とは、教育、保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方のよさをあわせ持っている施設です。認定こども園には、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう、多様なタイプがあります。

幼保連携型、幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。

幼稚園型、認可幼稚園が保育が必要な子供のための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて、認定こども園としての機能を果たすタイプ。

保育所型、認可保育所が保育が必要な子供以外の子供も受け入れるなど、幼稚園的機能を備えることで、認定こども園としての機能を果たすタイプ。

地方裁量型、幼稚園、保育所、いずれの認可もない地域の教育・保育施設が認定こども園として必要な機能を果たすタイプ。

2園とも、こちらの中でいうと、幼保連携型になるというふうな形で聞いております。子ども・子育て支援制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みがとられており、保育の必要性の認定に当たっては、1事由、保護者の就労、疾病など、2区分、保育標準時間、保育短時間の2区分、保育必要量について、国が基準を設定し、これに基づき市町村が認定を行っています。

この教育、保育を利用する子供についての3つの認定区分、第1号認定は、教育標準時間認定、満3歳以上で、認定こども園、幼稚園に行く方々です。2号認定は、保育認定、標準時間、短時間、満3歳以上で、認定こども園や保育所。3号認定は、

保育認定、標準時間、短時間、満3歳未満で、この方たちも認定こども園や保育所、地域型保育に行かれるということになります。

利用手続の流れといたしまして、1号認定の場合は、園に直接申し込み、園から入園内定をもらい、園を通じて認定申請を行い、園を通じて認定証を交付され、園と契約するという形に流れとしてなると思うんです。2号、3号認定の場合は、市町村に保育の必要性の認定を申請し、市町村から認定証を交付され、園の利用希望者の申し込みがあって、市町村が利用調整し、利用先の決定となると。

岩出市でも、この方法となるのかということ、1号、2号、3号の認定はどこが決定するのかということをお聞きします。

また、申し込み方法はどう変わるのかということ、今までであれば、2園とも、公立保育所から私立保育所へ移ったとしても、市のほうが全て市のほうに保育を希望するという、まず申し込みがなっていたことになるんですが、こちら、こども園になった場合の申し込み方法はどう変わっていくのか。

保育料ですね、この保育料についてはどうなるのかという点をお聞きをします。

あと、定員枠について、これまで保育が必要な家庭と認定された方々が園に通うことができました。認定こども園になれば、保育を必要としない場合も通うことになるのかなというふうに考えられます。ということは、保育を保障される方々、対象者が行ける数が減ってくるのではないかとこのように考えられるんですが、この保育の定員枠について、どのようになっていくのかをお聞きをいたします。

保育料の減免、免除についてお聞きをします。

国も人口減少に歯どめをかけようと、保育料の減免、免除施策を行っております。県も同様、独自施策に取り組み、紀州3人っこ施策があります。この紀州3人っこ施策とは、少子化社会の中で、積極的に第3子以降を産み育てようとする世帯の経済的な負担を軽減し、及びそのその世帯における就学と子育ての両立を支援するため、第3子以降の児童にかかわる利用施設の利用者負担額、保育料等を助成し、安心して子供を産み育てることができる環境づくりに資することを目的とした事業となっています。

県では、2012年度、平成24年度から3歳未満で3人目以降の子供の保育料を原則として無料とする紀州3人っこ施策を市町村と連携して行っておりますが、制度の拡充をどんどん行ってきております。現在は、保育料の無料化の対象年齢を3歳未満から小学校就学前まで行い、さらに、仁坂知事は、県と市町村に実施している第3子以降の保育料無料化（岩出市、橋本市を除く）を所得制限を設けた上で、来年

度、第2子にも広げる方針を明らかにしたと新聞報道で載っておりました。

この紀州3人っこ施策についての、まず市の見解について、お聞きをしたいと思います。そして、市の取り組み状況について、答弁を求めます。

○吉本議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員ご質問の3番目、子育て応援のまちづくりをの1点目、公立保育所から私立保育所に移行された2園について、1号、2号、3号認定は、どこが決定するのかについてでございますが、平成27年に施行された子ども・子育て支援法において、保護者が子供のための教育・保育に係る給付を受けようとする場合、市町村に対し、給付を受ける資格を有すること及びその区分について申請を行い、認定を受けなければならないと規定されました。

よって、満3歳以上の小学校就学前に該当する1号認定、満3歳以上の小学校就学前であって、保育を必要とする子供に該当する2号認定、満3歳未満の小学校就学前であって、保育を必要とする子供に該当する3号認定については、いずれも決定は市が行っております。

次に、申し込み方法はどう変わるのかについてですが、当市では、保育所、認定こども園、いずれについても利用者の手続を簡素化するため、認定申請と利用申請を一括で行っております。受け付け先は、1号認定に該当する方については、先に入園希望施設からの入園内定を受けることとなっておりますので、入園希望施設を通じ、受け付けを行っております。

また、2号、3号認定、いわゆる保育を必要とする場合については、保育の必要性の程度を踏まえ、市が利用調整を行うため、市のほうで受け付けを行っております。

次に、保育料についてですが、保育料については、認定区分に関係なく、市が規則で定める基準に基づき決定し、保育所については市に、認定こども園については施設に、それぞれ納付することとなっております。

次に、定員枠についてですが、施設の認可定員は県のほうで決定し、認可定員内で各年度の申請状況及び施設の保育士確保状況を見ながら、市が利用定員を決定することとなっております。

次に2点目、保育料の減免について、和歌山県が実施する紀州3人っこ施策についての市の見解と取り組み状況についてであります。和歌山県が実施する紀州3人っこ施策、保育料支援は、その第1の目的が少子化対策となっており、第3子以

降の保育料の免除を行う市町村に対し、県が費用の2分の1を助成する形で、平成20年度より実施されました。

平成20年度から平成27年度までの対象は、ゼロ歳から3歳未満の保育所、認定こども園に通う児童で、第3子以降の児童とされておりましたが、平成28年度より対象児童がゼロ歳から就学前児童までに拡大されるとともに、対象施設も、保育所、認定こども園に加え、幼稚園、障害児施設、認可外保育施設に拡大されました。

当市においては、開始当初の平成20年度より保育料免除を実施しておりますが、平成28年度から県が実施した拡大分については実施しておりません。紀州3人っこ施策保育料支援の目的である少子化対策については、少子化が著しく進んでいるような地域では、子育て家庭を呼び込む方策として行っているようですが、当市については交通の便のよさ、自然が残る豊かな生活環境に加え、多様な保育施策や子育て施策の充実を図ることで、安心して子供を産み育てることができるまちの実現を目指しており、少子化対策として拡大分の免除を実施する考えはございません。

しかしながら、報道で出ておりますように、国が3歳から5歳の保育所、幼稚園、認定こども園の費用の無償化を検討しておりますので、今後の国の動向につきましても十分注視していきたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 まず、1号、2号、3号認定についても、それぞれ1号の人は先に入園希望を園に出して、それから市のほうにという形になると思うんですが、1号認定の方の保育料というのはどうなるのか。保育料というのか、幼稚園ですよ。ということについて、1号の方々が決定された保育料ですが、それは直接、園に払うという形になると思うんですが、その保育料は一体どこが決めるのかですね。

定員枠について、当然、認定こども園をとる場合には、当然、子供たちのきちんとしたスペースだったりとか、決められた職員の人が配置されているか等々もクリアしなければならない問題なんです。言っているのは、認定こども園になることによって、今まで、全ての保育希望者が受け入れをしていただいたのが、保育に必要な方も受け入れられるということで、保育を必要とされる方が、そこに入れないのではないのかという市民の心配があるということなんです。それはどうなるのかということをも市民の方々が口におっしゃっていることなんです。

認定こども園になることによって、保育が必要でない方も通園されると。だった

ら、保育を必要とする子が枠外から外れてしまうのではないか。それについてどうなのかという点をお聞きをしたいと思います。

保育所の公立から私立の保育園に移る場合、我々はずっと懸念されていることは、保育園の特色性をもって、市から言えば、いろんな私立としての特色を出して、保育園ができる、サービスができるというふうに言われているんですが、サービスイコールお金になってきているという部分で、当然、私立の場合は、いろんな特色を出して、いろんな取り組みをされております。公立の場合であれば、当然、公立の保育所のお金、保育園に預けるお金と、給食費だったり、あと、ほかもろもろというのがかかってくるんですが、やっぱり私立になってくると、いろんな特色を出せば出すほど、自己負担というのがふえてまいります。

そうした部分では、プラスに発生する費用があるために、受け入れる、要するにその習い事、園でやっている習い事ですか、それにやろうと思ったらお金がかかってくるので、できる子とできない子というふうな形での格差が生まれてくるということが出てきているんです。それについて、市として、どのように考えられるのかというのを1点、お聞きをしときたいと思います。

保育が人数が変わらず、これまでどおり受けられるということであったとしても、やはり公立の保育園であれば、一定の決められたお金、私立へ行くと、岩出市では、行きたい保育所を第1希望、第2希望、第3希望と書くんですが、行きたい希望が公立の保育所であって、入れなかったんで私立へ行ったと。

その場合に、いろんな自己負担がふえてきた場合、ちょっと予想もしなかったというような声も聞いたんで、それについてどういうふうな形で思っておられたのかという部分を聞きたいと思うのと、3人っこ施策、確かに、少子化対策として行われているのは間違いないです。でも、岩出市としてなぜやらないのかというのは、大変疑問に思うんです。反対に、国の動向を見ていくというふうにおっしゃいましたが、じゃあ、国がやったら岩出市はするんですか。これについてお答えを願いたいと思うんです。

岩出市は、国の機関ではありません。独自で自治体組織としてやっている以上、やはり国がやる、前にも先行して県がやっているようにやるべきではないか。3人っこ施策で、就学前までの子供たち、3人目、無料に十分できると思うんです。これについて、再度、答弁を求めたいと思います。

先ほども言ったように、岩出市の人口問題も、市の報告を聞く限り、将来像が大変心配になってきます。今、住宅の開発も次々と行われてきて、自然増というのが

ありますが、しかし、和歌山市や岩出市、紀の川市と横並びで、土地の値段、家屋の値段が変わらない。また、通勤・通学の便利さ、買い物の便利さなど、多少地域差がなければ、何でも住む場所を決めるのかというのは、自治体がやっている施策です。

この間も、多くの方々が、岩出市にマンションなど、自分の持ち家に住んでおられない方々が、この保育問題、医療問題、子育て施策、岩出市よりもほかの市がいいとなったら、そちらに動くという、そちらに家を構えたという話もたくさん聞きました。やっぱり若い世代を大事にし、子育て世代をしっかりとつくって、安心して子育てできる環境をつくっていくのは、行政の役割ではないのかというふうに考えます。

私は、県と同じようにしろとは言いません。しかし、一歩前進、岩出市も、来年度、一歩前進させて、第3子にかかわる小学校未満の子供、第3子のそれについては無料にするべきではないか、これについて答弁をしていただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず1点、認定こども園になるに当たって、保育の枠が減るのではないかという心配があるという、そういう質問であったかと思えます。今回、来年度に認定こども園に移行する山崎北保育園に関しましては、移行に当たって、保育の枠をふやしていただくということになっております。したがって、認定こども園移行に関して、保育の枠が減ることのないようにやっていきたいと考えております。

それから、民営化された保育園で、いろんな窓口の動きを活動することによって、自己負担が出てきてというところをどう考えるのかという、そういう質問であったかと思うんですが、確かに、例えば、今申し上げた、山崎北保育所では、例えば、リトミックを取り入れた体操指導であるとか、それから、英語とか、書き方教室など、民営となって、独自の内容を取り入れておるといふところなんです。

私立としてのいろんな独自性を出しているというところは、民営化の際に期待したところではあると思えます。そのところで、その活動による自己負担が出てくる。ある程度はやむを得ないことなのかなとは思いますが、市としましては、この民営化された保育所に関しましても、毎年、指導監査を行っております。もちろん全体的な財務の関係、施設の関係、職員の関係に加えて、保育の状況、保育の計画であるとか、指導の計画、いろんな活動の状況に関しましても、監査のほうで見

させていただいておるところですので、もし、問題点等ありましたら、そのときに
いろいろな指摘なり指導をさせていただくということで、対応させていただきたいと
思います。

それから、紀州3人っこ施策のことをごさいます。午前中にも、福岡議員あるい
は福山議員にお答えしました。内容は繰り返しになるので省略させていただきます
が、子育て家庭への支援について、保育料だけではなく、相談支援の体制とか、保
育内容の充実、虐待等の育児不安の対応など、さまざまな面を幅広く、バランスよ
く取り組むことを基本的な考えとしております。

もちろん国全体でやる場合は、それに沿って動くということになりますが、岩出
市としましては、今後も子育て家庭を応援し、岩出市に住んでよかったと思えるま
ちづくりに力を注いでまいります。

あと、最初の保育料の関係につきましては、担当課長のほうから答弁させますの
で、よろしく願います。

以上です。

○吉本議長 子育て支援課長。

○福田子育て支援課長 認定こども園の保育料につきましては、今までどおり申請の
ほうを市に行っていただきますので、定められた基準額に沿いまして、各階層ごと
に保育料を市が決定していくことになります。

1号の方の保育料につきましては、直接、園のほうに支払いとなります。それは
園のほうの入になります。ほかの2号、3号の保育料につきましては、市のほうに。
保育料もそうです。

全部市が決めます。

○吉本議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 最後に1点なんですが、3人っこ施策の件です。午前中からも、いろん
な子育てに関する取り上げられて、いろいろな答弁をされてきた中で、子供について、
当然いろいろな施策を行うことというのは、どの自治体もやっていることであって、
岩出市が特別やっているわけではございません。いろんところ、もちろん相談事
業も含めまして、全てどの市においてもやられていると思うんです。

なぜ、これが岩出市として行えないのかというのは、非常に残念でなりません。
別に3人いてる、当たり前のようにやってほしいと言っているわけじゃないんです。
やはり、今、岩出市の子育てを応援することによって、子供たちを健やかに成長さ

すとともに、やっぱり納税、若い世代が住むということは、納税にもきちんと確実に、サラリーマン世帯が多くなった場合は、しっかりと納税も入ってくるというわけであります。

そうしたことも含めて、ただ単に自然増で伸ばすのではなく、将来的な岩出市の人口を定着さすというためには、やはり今から応援をして、積極的に岩出市に来ようという、住もうという、そういうのをつくって、まちづくりをしてほしいということなんです。

それがバランスをとれてやらなければならないとおっしゃるのであれば、バランスというのは、岩出市にとっては何もしないのがバランスだと、私には言わざるを得ないと。岩出市がやっていることは、ほとんどの市でもやられているということなんです。しっかり、やっぱり、この岩出市に住んで本当によかったなと思っている1つの施策として、やはり県が2分の1出してくれているのであれば、それに伴って、岩出市としてもやっていただきたいと、最後に言っておきます。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

子育て家庭への経済的な部分であります。保育料が高い基準に設定されておる3歳未満の児童の保育料に関しては、県の施策を始めた平成20年度より、同じように実施しておるところです。

岩出市としての子育て施策でありますけども、まず、いろんな転入されてくる家庭も多いところです。そういう中で、子育てに関しての相談事であるとか、特に、午前中にも申し上げましたように、孤立感を深めることによって、育児不安とか、そういう部分で虐待に至るような、やはりそういう都市化が進むまちでありますので、そういう部分というのは、やはり重点を置いて取り組んでいかなければならないと考えております。

岩出市としての子育て施策、子育て家庭への支援に関しては、先ほども申しましたように、多様な保育施策、子育て施策の充実を図ることで、少子化対策の方策というふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○吉本議長 これで、市来利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。